

令和7年度東南アジア市場における情報発信事業 仕様書

1 委託業務名

令和7年度東南アジア市場における情報発信事業

2 事業目的

本事業は、今後冬季の入込が期待できる東南アジアを中心に、本県の魅力を現地で影響力のある旅行メディアやインフルエンサーを通して、消費者及び観光関係者等へPRすることで、本県へのインバウンド誘致を促進するものである。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

本県の魅力を発信するため、以下の招聘事業を実施する。

(1) シンガポールインフルエンサー招聘

テーマ：冬のグルメ旅（食、温泉、雪体験など）

ターゲット：準富裕層

招聘対象：インフルエンサー1名以上

招聘時期（目安）：2026年1-2月

発信開始時期（目安）：2026年2-3月

【特記事項】

- ・シンガポールからの冬の誘客を想定した内容とすること。
- ・高付加価値旅行者向けのコンテンツを含んだ行程とすること。
- ・主な行程は金沢及び加賀エリアとすること。
- ・発信媒体の選定理由、招聘者の詳細（フォロワーの特徴、フォロワー数等）を明確にし、発信回数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。

(2) インドネシアメディア招聘

テーマ：雪の景勝地、食、自然、街歩き

ターゲット：20～40代の中間所得者

招聘対象：「旅行メディア」又は「訪日メディア」1社以上

招聘時期（目安）：2026年1-2月

発信開始時期（目安）：2026年2-3月

【特記事項】

- ・インドネシアからの冬の誘客を想定した内容とすること。
- ・ムスリムが多い市場であることを踏まえ、コンテンツを選定すること。
- ・主な行程は金沢及び加賀エリアとすること。
- ・発信媒体の選定理由を明確にし、アクセス数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。

(3) マレーシアメディア招聘

テーマ： 雪の景勝地、食

ターゲット：訪日旅行を牽引する「中華系」

招聘対象：「旅行メディア」又は「訪日メディア」 1 社以上

招聘時期（目安）：2026年1-2月

発信開始時期（目安）：2026年2-3月

【特記事項】

- ・マレーシアからの冬の誘客を想定した内容とすること。
- ・ムスリムが多い市場であることを踏まえ、コンテンツを選定すること。
- ・主な行程は金沢及び加賀エリアとすること。
- ・発信媒体の選定理由を明確にし、アクセス数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。

(4) タイインフルエンサー招聘

テーマ：冬の食、温泉、雪体験

ターゲット：訪日リピーター

招聘対象：インフルエンサー 1 名以上

招聘時期（目安）：2026年1-2月

発信開始時期（目安）：2025年2-3月

【特記事項】

- ・タイからの冬の誘客を想定した内容とすること。
- ・タイ-中部国際空港便を活用した招聘とすること。
- ・主な行程は金沢及び加賀エリアとすること。
- ・発信媒体の選定理由、招聘者の詳細（フォロワーの特徴、フォロワー数等）を明確にし、発信回数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。
- ・掲載記事について、本県のオウンドメディアの活性化に繋がるような提案を行うこと。

Facebook<<https://www.facebook.com/visitishikawath>>

(例) タイアップ投稿、ハッシュタグの活用、本県のSNSでの再掲等

5 実績報告書の作成及び提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A4判、電子データ可）を作成し、履行期限までに、石川県の指定する場所に提出すること。

①記載内容

- ・事業名及び事業概要
- ・実施結果（全体の行程、参加者の概要、メディアが掲載した記事文面、リーチ数、インプレッション数、ビュー数、再生数等、コンテンツや媒体に応じた報告内容とすること。コメント等も抜粋の上報告すること。）
- ・取材の様子（写真）
- ・参加者からのフィードバック
- ・その他石川県が指示したもの

②提出先

石川県文化観光スポーツ部国際観光課 k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

6 その他

- (1) SNSプラットフォームごとのガイドライン等を確認し、ステルスマーケティング規制などに抵触しないよう、適切な表記、内容とすること。（例：#PR など）
- (2) 被招聘者には旅行保険加入を義務付け、取材・撮影許可やアテンド、通訳など、行程全体の手配及び安全管理を受託者が一括で実施すること。
- (3) 被招聘者の投稿内容に誤表記等が無いようネガティブチェック及び周知を行うこと。
- (4) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、受託者は石川県と密接な連携を図り事業を進めること。
- (5) 受託者は、本使用に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度石川県と協議すること。
- (6) 本事業に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (7) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を追わなければならない。